

入所申込み、入所の流れ

① 初回相談、受付

入所ご希望時は、本人またはご家族が電話連絡の上施設窓口へお越しく下さい
施設運営概要を説明の上、施設内を見学していただき、申込み必要な手続き・必要書類について説明します。入所申込み後、治療を受けている医療機関から（入所申込み時にでもかまいません）**診療情報提供書（紹介状）**作成をお願いしてください。ご提出は郵送でも受け付けています。

② 診療情報提供書をもとに施設長(以下医師)が医療対応について対応可能か判断させていただきます。結果については支援相談員より連絡します。入所可能であればご本人様ご面会の上状況確認(情報収集)入所中は当施設の医師が医療面を引き継ぎます。入所されますと主治医は当施設の医師になります。入所中は、在宅時のように健康保険を使用できません。お薬は当施設の医師が処方するようになります(介護保健施設サービス費に含まれる)。但し、当施設で対応困難な専門性の高い疾患につきましては、ご相談の上、他病院を受診していただくことがあります。つまり、施設入所中の方の医療は介護保健施設サービス費のなかで、必要に応じて他の専門医の指示を仰ぎつつ、当施設の医師が全て行うようになります。歯科に関してのみ、在宅時のように健康保険をご利用になれます。

③ 多職種で入所判定会議を実施します

入所の決定について施設サービスを受ける必要性の高い者を優先するよう努めるとされています
下記の状態である場合は優先的に入所案内をいたします。

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
- ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

④ 待機

入所の時期については状況によりご希望に添えないこともあるかと思いますがご了承ください。
当施設には、四人部屋、二人部屋、個室があり、それぞれに居住費も変わってきます。必ずしもご希望の部屋が空いているとは限りませんが、ご入所後も空きが出ればご希望のお部屋への移動は可能です。

⑤ 生活課題をスタッフで共有（入所前後訪問指導を行う場合）

入所前後にご自宅の環境を拝見し、自宅で必要な生活課題をスタッフで共有します。

⑥ 入 所

入所可能になる目途がございましたら支援相談員より日時調整のご連絡をさせていただきます。
リハビリ職員による入所時動作評価を行い療養生活に反映
施設ケアマネによる暫定ケアプランの作成によりサービスを開始いたします。